

虐待を受ける障害者の一時保護に対する奈良県の支援措置の拡充を求める決議

本年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行されました。この法律は、その第9条第2項で、通報等の内容が事実確認によって「養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者」に対して、一時的に保護するため、当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させるなどの適切な措置を講じることを市町村に義務付けています。したがって旧来の障害者虐待防止対策の観点からすれば、その不十分さを補完し、今後に果たす役割を期待するものであります。

しかし現状においては、その入所措置の際、当然障害種別に応じた支援措置が行われるべきであります。身体障害者、知的障害者以外の障害者であるときは「当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして」支援することとされ、いわゆる精神障害者の適切な入所措置の支援が十分に確保されておられません。

また、養護者による障害者虐待を受けた障害者の入所措置のための居室を確保している市町村の所在地が偏っており、しかも入所施設も少なく、さらには精神障害者の支援のための入所施設にいたっては数箇所しかない状況であります。

このように障害者虐待への支援措置が十分に確保されていないことから、奈良県として一時的保護のための支援措置が求められています。

都道府県の支援措置については、「障害者虐待防止対策支援事業の実施について」(平成24年4月5日)で示された「実施要綱」の「第3事業内容—2家庭訪問等個別支援事業」中で、「都道府県又は市町村は、障害者虐待の迅速な対応を行うため、事前に障害者支援施設等に依頼し、居室の確保を行うとともに、緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れについて支援する。」と明記されております。

この趣旨を踏まえ、上述のような現状における不十分な入所措置の状況に対して、奈良県も一時保護のための入所施設あるいは居室の確保をされ、県内施設とともに連携をとって障害者虐待への対策を充実し推進していただくことを要望いたします。

以上、決議します。

平成24年12月21日

奈良県葛城市議会